

平成 24 年 12 月 13 日（木）

ゆとりとみどり振興局企画部人事・勤務条件担当課長以下、市職ゆとりとみどり振興局支部支部長以下との本交渉

（支部）

- ・ 本日は、「2012 年度の適正な業務執行体制の確保」に関する申し入れを行う。

（別紙「申入書」読み上げ）

（局）

- ・ ただいま、「平成 24 年度の適正な業務執行体制の確保に関する申し入れ」を受けたところでございますが、私どもの考え方をお示しします。
- ・ ご承知のとおり、本市におきましては本年 7 月に「市政改革プラン」を策定し、「成長は広域行政、安心は基礎自治体」という考え方を基本に、大阪市にふさわしい大都市制度の実現を見据え、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行政運営をめざすこととしております。
- ・ また、自律した自治体型の区政運営を行うため、8 月 1 日に公募区長を任命するなど、区役所の事務執行体制の強化が図られたところであり、当局におきましても昇任に伴う欠員が生じている状況でございます。
- ・ 先の人事室と大阪市職員労働組合本部との交渉の中で人事室が述べているように、施策・事業の再構築等の取組みとともに、効率的な業務執行体制をめざして見直しを行うこととしております。
- ・ 事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項につきましては、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、それに伴う職員の勤務労働条件の変更につきましては、人事室及び市職本部間で確認されているとおり、所属・支部間に交渉が委任されておりますので、引き続き交渉を進めたいと考えております。なお、交渉事項にかかる細目的事項につきましては、事務折衝において交渉を進めたいと考えております。